

主な記事

- 空き家特例の5年度改正注意点 2面
- 相続税のe-Tax利用拡大へ 2面
- DC移行時の分配金の退職所得該当性 3面
- 日税連が税務支援で改善等を要望 4面

相続時精算課税の適用可、特別控除は不可に注意

5年度改正関係・相続税等の質疑応答事例

国税庁が5日に公表した「相続税及び贈与税等に関する質疑応答事例(令和5年度税制改正関係)」について(情報)では、相続開始前7年以内で贈与があった場合の相続税額関係と相続時精算課税関係を中心に合計13問の質疑応答事例が掲載されている(7月15日号1面参照)。このうち相続時精算課税関係の質疑の中で、相続時精算課税選択届出書を単独で提出した後に贈与税の期限後申告書を提出する場合の相続時精算課税の適用可否(問2-1)が示されている。このような場合、相続時精算課税は適用できないものの、相続時精算課税の特別控除は適用されないのに注意が必要だ。

選択届出書を単独で提出後

贈与税の期限後申告書を提出

同問いは、子Xが令和5年度、株式会社Aの価額1000万円の株券を受当額500万円が判明したため、贈与税の提出期間内に相続時精算課税選択届出書を提出することとなった。この場合、相続時精算課税の適用可否(問2-1)が示されている。このような場合、相続時精算課税は適用できないものの、相続時精算課税の特別控除は適用されないのに注意が必要だ。

同問いは、子Xが令和5年度、株式会社Aの価額1000万円の株券を受当額500万円が判明したため、贈与税の提出期間内に相続時精算課税選択届出書を提出することとなった。この場合、相続時精算課税の適用可否(問2-1)が示されている。このような場合、相続時精算課税は適用できないものの、相続時精算課税の特別控除は適用されないのに注意が必要だ。

下請法改正へ検討を開始

公取委等が「下請」という用語見直しも論点

公正取引委員会と中小企業庁は下請法の改正に向けて「企業取引研究会」を設置し、22日に初回会合を開催した。下請法(正式名称は下請代金支払遅延等防止法)は独占禁止法を補完する法律として制定され、下請取引の

公正化と下請事業者の利益保護を目的として、前回は、主要な改正が行われてから約20年が経過し、現在の経済実態への対応や今後想定される「物価や賃金」が構造的に上がっていく「経済社会」での取引環境の整備という観点から法改正に向けた検討を行う。

座長には神田秀樹(東京大学名誉教授)が就いた。初回会合では、今後の論点として、①適切な価格転嫁の環境整備に関する課題(買いたたき規制の在り方、②支払条件に関する課題(約束手形、ファクタリング等)、③物流に係る優越的地位の濫用規制のあり方、④執行に係る省庁間の連携体制のあり方、⑤下請という用語の見直し、

⑥その他(下請法の適用逃れのための親事業者の減資や下請事業者への増資を求める事例が指摘される中で下請法の適用基準のあり方など)——が提示された。

このうち、⑤の用語の見直しでは、下請という用語が発注者(親事業者)と受注者(下請事業者)が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があることや発注者である

特別控除を受ける金額を要しないとき(例えば相続時精算課税に係る贈与により取得した財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除の額以下である場合など)は、贈与税の申告書を提出しない旨を記載した相続時精算課税選択届出書を単独で提出しなければならないと説明。

この届出書が贈与税の申告書の提出期間内に提出されたことをもって、その財産について相続時精算課税が適用される(相法21の9①②)ことになるので、たとえ評価額等によってその後に贈与税の期限後申告書を提出することとなる場合、同届出書は無効とはならず、引き続き相続時精算課税が適用されるといえる。

ただ、相続時精算課税に係る特別控除は、

とされていることから、甲がその他必要事項の記載がある贈与税の申告書が期限内に提出された場合に限り適用され、期限後に提出された場合には適用されない(相法21の12②)とされている。

本問の事例では、Xが甲からの贈与で取得した財産について、贈与税の申告書の提出期間内に相続時精算課税選択届出書を提出している。

相続税申告のチェックシート公表

国税庁はこのほど、「相続税の申告のためのチェックシート(令和6年分以降用)」を公表した。

これは、相続税の申告が正しく作成されるように一般に誤りやすい事項をまとめたもの。相続税に関する具体的な計算方法や申告

の手続などの詳しい情報を記載した6年分用の相続税の申告のしかたと6年分用の相続税の申告書の様式一覧は、すでに公表されている(7月15日号2面参照)。

同庁は、チェックシートについて、申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付して提出するよう呼び掛けている。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

大企業の側でも下請という用語を使わなくなっているという時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないかとの考えが示されている。

今後、月1回程度をめぐりに研究会を開催していく。

今の顧問報酬は適正額ですか?



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月(5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

信頼いただける財協の税務関係図書

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1080頁・定価4400円(税込)

令和6年版 改正税法のすべて

別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」

令和6年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨、背景等を踏まえて詳細に解説。「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供しました。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適です。

市川康樹 編 ▼B5判・1010頁・定価3630円(税込)

令和6年版 相続税・贈与税

相続税・贈与税について民法の基礎知識から実務的基礎知識までを体系的に幅広く網羅した相続税実務の必携書。さらに、特例制度等が多数に渡る相続税・贈与税の取扱いについて制度概要や具体的な手続までを図表・フローチャートを数多く用いて分かりやすく解説。今般では住宅取得等資金贈与の見直し、事業承継税制における承継計画の見直し、公益信託制度の創設に伴う措置など令和6年改正を織り込んで改訂。

小野 徹 編 ▼B5判・830頁・定価3630円(税込)

令和6年版 相続税 財産評価

土地や取引相場のない株式等を中心として、基本的な事項をできるだけ分かりやすく記述し、評価の手順をフローチャートに引き掲載するとともに、路線価図や評価明細書を多用して解説。取引現場で使いやすい株式等の評価について類似業種比準方式の計算方法の見直しに対応し、令和6年分の最新の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等を掲載。

市川康樹 編 ▼B5判・760頁・定価3630円(税込)

令和6年版 相続税 譲渡所得

特例制度が数多く設けられている譲渡所得について、図表のほかフローチャートや算式を用いて体系的に解説。さらに、要所にはチェックポイントとして、注意しておくべき事項等について触れるとともに、具体例を用いた設例で分かりやすく解説。令和6年度税制改正における、各種特例措置等の改正・延長等を踏まえた最新版。

北本高男 著 ▼A5判・240頁・定価2090円(税込)

令和6年版 基礎から身につく財産評価

相続税・贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産評価について、初めて学ぶ方にもわかりやすいよう、用語解説を含めて基本的な事項から、具体的な計算例まで、よく使う事例を中心に簡潔に解説。基本的な財産の評価方法を中心に、国税庁の財産評価基本通達を基に体系的にやさしく解説した最新版。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

次のアドレスで: <https://www.zaikyo.or.jp>

5年度改正の拡充部分 買主の協力が不可欠

空き家特例

令和5年度税制改正により、相続した空き家に係る譲渡所得の3000万円特別控除の特例において、6年1月1日以降の譲渡については、譲渡の時から譲渡の日属する年の翌年2月15日までに家屋の耐震改修または取壊しを行った場合も適用対象とする拡充が行われている。この場合、譲渡後の家屋の取壊しなどは買主側に委ねることとなるので注意が必要となる。国土交通省は、この拡充部分の適用を受ける場合について、市区町村への被相続人居住用家屋等確認書の申請において、買主が家屋を取壊すことなどを定めた特約等の提出を求めるとしており、特約等の文言例が公表されている。その文言例は、同特例を適用できなかった場合の損害賠償について定めるものとなっている。

市区町村の確認で「特約等」の提出を求める

国交省が文言例 不適用などのトラブル防止に

同特例は、被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして

当該家屋または土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得の金額から最高3000万円まで控除することができる。適用を受けるには、適用期限が9年12月31日まで延長されることも

相続税のe-Tax利用拡大へ

国税庁利用率目標48%、特設サイト開設

国税庁は現在、相続税申告書提出のe-Taxの利用拡大に力を入れていく。

6年度利用率目標値は48%に設定。相続税の申告書のe-Tax提出は令和元年10月1日からスタートしたが、利用率は年々伸びているものの、目標値と実績値の開差は大きい(表参照)。

このため、同庁ホームページに、FAQやイメージデータで提出可能な添付書類の一覧など相続税e-Taxに関する情報を集約した特設サイトを開設し、利用拡大を図っていく。特設サイトには、e-Tax利用に際して、利用料を「税理士向け」と「相続税の申告を税理士に依頼する納税者向け」の2種類のリーフレットも掲載している。

相続税申告手続のe-Tax利用状況

会計年度	目標値	実績値
令和2年度	—	14.4%
3年度	30%	23.4%
4年度	35%	29.5%
5年度	40%	37.1%
6年度	48%	—

※令和5年度の実績値は速報値。

子育て世帯に控除拡充を 生保協会が7年度税制改正要望

一般社団法人生命保険協会(会長川永島英)は19日、令和7年度税制改正に関する要望を取りまとめ、公表した。

7年1月以降は、e-Taxのマイページで、過去にe-Taxを送信した贈与税申告情報を確認することができるようになるほか、7年夏頃までの実現に向けて開発を進めているマイページの税務代理人の利用拡大など、今後も機能を充実させていく方針だ。

同協会は重点項目として、6年度税制改正大綱に記載された「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」を至らない場合であっても課税停止措置を延長することを要望。

このほか、遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(法定相続人数×500万円)に、「配偶者分500万円未満年の被扶養法定相続人数×500万円」の加算を求めている。

令和6年度(第74回)の税理士試験受験申込者数がこのほど公表され、ここ数年、3万人台で推移していた受験申込者数が、2年連続で4万人台を記録したことが分かった。これは、5年度の試験から実施されている、会計科目目について受験資格を不要とするなどの措置によるところが大きいだろう。

しかし、驚異的に受験者数が増えたということではなく、試験の内容や試験科目の変更、年間における試験の実施回数など、現状について見直しを求める声はまだまだあり、課題はありそうだ。

★税務の高度化・複雑化、またデジタル化の加速に対応する納税者がいる一方で、記帳指導の援助を求める納税者がいる現代だが、試験改革の目的の一つである「多様な人材の確保」で、税理士業界は今後、どのように変化していくのだろうか。(Y)

必要とする添付書類の削減や、イメージデータの送信容量を最大154MBまで送信可能(1回当たりの送信容量は8MBから14MBに拡大)としたほか、利用者識別番号の確認の簡素化などさまざまな利便性向上策を講じてきた。

相続税の申告は、戸籍簿本、領収書や通帳の写しなどを提出するため、こうした添付書類を電子データ化する(1回当たりの送信容量は8MBから14MBに拡大)としたほか、利用者識別番号の確認の簡素化などさまざまな利便性向上策を講じてきた。

7年1月以降は、e-Taxのマイページで、過去にe-Taxを送信した贈与税申告情報を確認することができるようになるほか、7年夏頃までの実現に向けて開発を進めているマイページの税務代理人の利用拡大など、今後も機能を充実させていく方針だ。

このほか、遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(法定相続人数×500万円)に、「配偶者分500万円未満年の被扶養法定相続人数×500万円」の加算を求めている。

このほか、遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(法定相続人数×500万円)に、「配偶者分500万円未満年の被扶養法定相続人数×500万円」の加算を求めている。

暑中お見舞い申し上げます

<p>日本税理士会連合会</p> <p>会長 太田直樹</p> <p>〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目一八</p> <p>日本税理士会館八階</p> <p>電話 〇三・五四三五・〇九三一</p> <p>FAX 〇三・五四三五・〇九四一</p>	<p>全国間税会総連合会</p> <p>会長 片岡直公</p> <p>〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町一丁目</p> <p>日本橋村松ビル五階</p> <p>電話 〇三・五八二九・三九〇一</p> <p>FAX 〇三・五八二九・三九〇二</p>	<p>全国納税貯蓄組合連合会</p> <p>会長 藤波一博</p> <p>〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目</p> <p>AKビル</p> <p>電話 〇三・三二五四・一〇四五</p> <p>FAX 〇三・三二五四・一九九四</p>	<p>一般社団法人東京法人会連合会</p> <p>会長 小林栄三</p> <p>〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町五番六号</p> <p>全法連会館三階</p> <p>電話 〇三・三三三七・〇七七二</p> <p>FAX 〇三・三三三七・〇七七二</p>	<p>一般社団法人神奈川県法人会連合会</p> <p>会長 高橋伸昌</p> <p>〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町二丁目二十四</p> <p>大同生命横浜ビル八階</p> <p>電話 〇四五・二〇一一・二二七五</p> <p>FAX 〇四五・二二二二・二六五九</p>
--	---	---	--	--

DBからDCへの移行で文書回答

大阪局 分配金の退職所得該当性で

大阪国税局は17日、「確定拠出年金制度への移行に伴い同制度の資格喪失者(移行月の退職者)に対して支払われる確定給付企業年金制度の終了に伴う分配金の退職所得該当性について」の文書回答を公表した。退職一時金および自らが事業主となる確定給付企業年金(DB)制度で構成される退職金制度を採用している会社が、自らが事業主となる企業型確定拠出年金(DC)に移行する予定であることを踏まえて行った事前照会に答えたもの。

同社はDB制度を終了して、各社員の個人は、企業型年金加入者とし、DB制度による別管理資産に充てることとを予定している。その資格を喪失した者による資産管理機関に移行して、確定拠出年金法12条は、その資格を取得し

た日に遡って、企業型年金加入者でなかったものとみなすとしている。

同社では、DB制度の終了日以後、同月中に定年退職等(同社は就業規則で60歳を迎える誕生日の前日に定年退職することとなっている)によってDCの加入者資格を喪失し、

確定拠出年金法等の規定により当初からDC加入者でなかったとみなされる社員(本件退職者)には、同社のDB規約に基づき、DB制度の終了に伴う残余財産の分配金が、同社の選任する清算人名義の口座に入金された後、改めて本件退職者の口座に送金されることとなっている。同社は、この本件退職者が受ける分配金が所得税法31条A退職手当等とみなす一時金とみなされる一時金に該当し、退職所得として取り扱って差し支えない旨が示されている。

6年度の不交付団体は83

名古屋市は15年ぶりに不交付に

総務省は23日、令和6年度の各自治体に対する普通交付税の交付額等を決定した。それによると、6年度の不交付団体は都道府県が前年同様に東京のみ、市町村は前年から6増の82市町村だった。不交付団体数の合計83(都道府県10市町村)は過去15年で令和元年の86に次いで2番目に多い。ただ、いわゆるリーマンショック前後の時期(平成19、20年

度)は140を超えていたため、同時期の水準は大きく下回っている。

普通交付税は行政サービスを自主財源である税金などで賄うことができる自治体には交付されず、普通交付税を受け取らない自治体を不交付団体という。6年度に交付団体から不交付団体となったのは、群馬県明和町、埼玉県朝霞市、千葉県君津市、東京都昭島市と小平市、愛知県名古屋市。交付団体から不交付団体となった自治体はなかった。名古屋市の不交付団体となるのは15年ぶり。

不交付団体となったのは、群馬県明和町、埼玉県朝霞市、千葉県君津市、東京都昭島市と小平市、愛知県名古屋市。交付団体から不交付団体となった自治体はなかった。名古屋市の不交付団体となるのは15年ぶり。

内部事務センター化対象署が拡大

10日から4業務センターを新設

国税庁は10日、新規に業務センターを設置する対象署を拡大した。10日から新設した業務センターは、関東信越国税局業務センター新潟分室、東京国税局業務センター武蔵府中分室、東京国税局業務センター千葉西分室、名古屋国税局業務センター熱田分室、名古屋国税局業務センター多治見分室、名古屋国税局業務センター三の丸分室、名古屋国税局業務センター沼津分室、大阪国税局業務センター大手前分室の4カ所。なお、令和6年11月中旬には、新たに福岡国税局業務センター春日分室が設置されることとなっている。

東信越国税局業務センター新潟分室、名古屋国税局業務センター熱田分室、名古屋国税局業務センター沼津分室、大阪国税局業務センター大手前分室の4カ所。なお、令和6年11月中旬には、新たに福岡国税局業務センター春日分室が設置されることとなっている。同庁では、3年7月業務センター化を実施。業務センターでは、申告書の入力処理、申告

内容についての照会文書の発送などの事務を行っている。

令和6年7月以降に業務センターの対象となる税務署等

局	業務センター対象署	業務センターの名称
札幌局	岩見沢	札幌国税局業務センター
	室蘭	札幌国税局業務センター函館分室
	旭川東、網走	札幌国税局業務センター旭川分室
	釧路、根室	札幌国税局業務センター帯広分室
仙台局	石巻、塩釜、大河原	仙台国税局業務センター
関信局	新潟、新津、巻、新発田、十日町、村上、佐渡	関東信越国税局業務センター新潟分室
東京局	四谷、新宿、大森、雪谷、蒲田、中野	東京国税局業務センター大手町分室
	八王子、青梅	東京国税局業務センター武蔵府中分室
	館山、木更津	東京国税局業務センター千葉西分室
名古屋局	熱田、中川	名古屋国税局業務センター熱田分室
	高山、関	名古屋国税局業務センター多治見分室
	大垣	名古屋国税局業務センター三の丸分室
	沼津、熱海、三島、下田	名古屋国税局業務センター沼津分室
大阪局	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南、岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	大阪国税局業務センター大手前分室
広島局	津山	広島国税局業務センター岡山西分室
	下関、宇部、萩、岩国、長門	広島国税局業務センター防府分室
高松局	安芸、南国	高松国税局業務センター高知分室
福岡局	大牟田、直方、甘木、八女、大川、筑紫、佐賀、唐津、鳥栖	福岡国税局業務センター春日分室
熊本局	玉名、菊池、鹿兒島、鹿屋、大島、指宿、種子島、知覧、大隅	熊本国税局業務センター(鹿兒島県内の対象署7署は、鹿兒島事務室)

※福岡局管内の9署は6年11月中旬より業務センターの対象となり、業務センターも6年11月中旬に開設予定。

財務省・国税庁異動 (19日)

熊本国税局課税部長 佐(国税庁長官官房付) 官室主任鑑定官(財務省大臣官房付) 外務省 発銀行

領事(22日) 宮本 宗周

国税庁長官官房国際業務課相互協議室課長補佐(国税庁長官官房付) 派遺職員(アシア開 発銀行)

永田 豪

暑中お見舞い申し上げます



(順不同)

東京税理士会
会長 足達 信一
〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番六号 東京税理士会館
電話 〇三・三三五六・四四六一
FAX 〇三・三三五六・四四六九

東京地方税理士会
会長 北島 則行
〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町四一〇六 税理士会館七階
電話 〇四五・二四三・〇五一
FAX 〇四五・二四三・〇五一

千葉県税理士会
会長 茂木 浩
〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港一十六一十二 千葉県税理士会館三階
電話 〇四三・二四三・二〇一
FAX 〇四三・二四三・二〇一

関東信越税理士会
会長 大山 博之
〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町一七
電話 〇四八・六四三・一六六一
FAX 〇四八・六四三・一四七五

近畿税理士会
会長 石原 健次
〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町一五一四
電話 〇六一・六九四・一六八八六
FAX 〇六一・六九四・二二二八二
https://www.kinzei.or.jp

日税連が税務支援で改善等を要望

国税庁に提出 電話相談業務の負担軽減など

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、「令和6年度税務支援に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁に提出した。これは、国または地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を受託して実施する「受託事業」に係るもので、5年度の同事業の実施結果を受けて、税務支援対策部が検討を行っていたもの。

おいては定額減税に係る多くの相談が想定されるが、現状より多くの従事税理士を確保することは極めて困難なもので、専用相談窓口の設置などの方策の検討を求めている。

また③では、税務支援における納税者の利便性向上のため、同庁が導入したLINEによる確定申告会場への入場整理券発行システムを受託事業においても利用可能とするなど、ウェブ等を活用し、指導および税務相談体制を構築することについて対応しているが、LINEについての要件緩和、ウェブ等の場合の協力体制を構築することを要望している。

経営方針を決定した。このうち、①では例えば、中小監査事務所の基盤強化支援などを重点施策とし、中小監査事務所のデジタル化の強化を図っていくこととしている。

②では、関係諸団体(メディアを含む)との積極的な対話を重点施策として掲げ、わが国税制に関する公平中立な立場からのシンクタンク機能の一層の強化とそれらを担う人材を育成するとしている。

中小企業基盤整備機構は1日、防災・減災対策として掲げ、わが国税制に関する公平中立な立場からのシンクタンク機能の一層の強化とそれらを担う人材を育成するとしている。

会計教育の推進も重点施策とし、学校教育支援、次期学習指導要領改訂への対応等、会計リテラシー普及のための活動をしていくこととしている。

中小企業基盤整備機構は1日、防災・減災対策として掲げ、わが国税制に関する公平中立な立場からのシンクタンク機能の一層の強化とそれらを担う人材を育成するとしている。

採択にあたっては審査があり、審査結果は申込みから3週間以内を目途に連絡、申込みから支援の実施までの期間は1か月程度となっている。

事業継続力強化計画は、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の取組みを開始するために必要な項目を盛り込んだもので、この計画を国として認定する制度がある。認定を受けると防災・減災設備に対する税制優遇となる中小企業防災・減災投資促進税制の適用などを受けることができる。

同税制は、自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画等に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業が、認定後1年以内で予定していた設備導入を行った場合に、特別償却18%(7年4月1日以降に取得等をする場合は16%)を適用できる。

要望事項は①記帳指導の開始時期の見直し、②電話相談業務の改善、③納税者の利便性向上に向けた税務支援のICT化など9項目から成っている。

このうち、②では例えば、申告期限際は従事税理士を確保することが困難なため、減

少方策の検討を求め、必要な地域においてはサテライトを増設する、あるいは特定の場所をサテライトとして相談用の電話を設置するなど、地域事情を踏まえ、従事税理士の負担を軽減できるよう配慮することを要望している。また、6年度に

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は18日、都内の帝国ホテルで総会を開いた。

今年度の事業計画として、①「資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化」、②「ステークホルダーとの連携強化」などを柱とする

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は18日、都内の帝国ホテルで総会を開いた。

今年度の事業計画として、①「資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化」、②「ステークホルダーとの連携強化」などを柱とする

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は18日、都内の帝国ホテルで総会を開いた。

今年度の事業計画として、①「資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化」、②「ステークホルダーとの連携強化」などを柱とする

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)は18日、都内の帝国ホテルで総会を開いた。

今年度の事業計画として、①「資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化」、②「ステークホルダーとの連携強化」などを柱とする

相統土地国庫帰属

利用ニーズは「継続的に存在」

申請は月150件程度、承認割合は67%

令和5年4月27日からスタートした相統土地国庫帰属制度における帰属件数が500件を突破した。法務省が今月17日に公表した速報値によると、6年6月30日現在で申請件数は2348件、帰属件数は564件となっている。また、同省が先月開催した政策評価有識者会議では、同制度

の運用状況や今後の方向性などをまとめた資料が示されている。それによると、相談件数は制度開始直後をピークとして、制度開始後2カ月経った7月以降は毎月1500件前後の水準で推移し、申請件数は毎月1500件前後となっており、不要な相統土地を手放した取下げ件数を不承認等

相統土地国庫帰属制度の運用状況(令和5年度末時点)

延べ相談件数		24,453件	
申請件数	地目別	田・畑	721件
		宅地	698件
		山林	280件
		その他	206件
帰属件数	種目別	宅地	107件
		農用地	57件
		森林	6件
		その他	78件
却下・不承認件数		却下	6件
		不承認	12件
取下げ件数		有効活用	111件
		有効活用以外	101件

※取下げ件数の内訳は、取下げをした者からの聞き取りによるもの。

の運用状況や今後の方向性などをまとめた資料が示されている。それによると、相談件数は制度開始直後をピークとして、制度開始後2カ月経った7月以降は毎月1500件前後の水準で推移し、申請件数は毎月1500件前後となっており、不要な相統土地を手放した取下げ件数を不承認等

とすると、承認割合は67.5%となる。土地の有効活用については、当初の想定よりも多くの事例が存在している。相談

る調整が12件、隣接地所有者による有効活用が43件、その他が44件となっている。有効活用以外の取下げについては、審査の途中で却下や不承認相当であることが判明した場合などとなっている。

却下の理由としては、現に通路の用に供されている土地などに該当した、不承認の理由としては、土地の通常の管理または処分を阻害する工作物、車両または樹木その他の有体物が地上に存する土地に該当したなどが示

暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

北海道税理士会
会長 須藤 寿

〒064-8639
北海道札幌市中央区北三条西二丁目二番二八号
電話 〇一一一六二二一七〇一
FAX 〇一一一六四二一〇四七六

東北税理士会
会長 高澤 圭一

〒984-0051
仙台市若林区新寺一七四一
電話 〇二二二九三〇五〇三
FAX 〇二二二九三〇六七三

名古屋税理士会
会長 尾崎 秀明

〒464-0841
愛知県名古屋市千種区覚王山通八一十四
電話 〇五二一七五二一七七一
FAX 〇五二一七五二一五〇五五

東海税理士会
会長 片山 泰宏

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一十四一十九
住友生命名古屋ビル三階
電話 〇五二一五八一七五〇八
FAX 〇五二一五六一一二八六六

北陸税理士会
会長 瀬戸 順一

〒920-0022
石川県金沢市北安江三二四一六
電話 〇七六一二二三一一八四一
FAX 〇七六一二二三一一八七三

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

5

人の生き方にせよ、社会のあり方にせよ、国のあり方にせよ、その根底にあるのは、自立・自立の精神であるべきである。自由を謳歌するのは結構であるが、自立を伴わない無責任な自由はいずれは社会・国の崩壊を招くだけである。そして、他助(共助)は、自助をサポートする役割にすぎない。

これを少子化問題について考えてみるに、「人は生を受けたらいずれは老いて死に至る」のが自然の摂理であるが、誰もが老いる前に次の世代を担う子どもを産み育てなければ、老いた後の生き様がどうなるかは火を見るより明らかである。老いる前に子どもを産み育てることをしない人たちは、「老いたら国が面倒を見るべき」と言うが、「介護などは他人が生み育てた子どもたちが担うことになることを認識すべきである。もちろん不幸にして子どもに恵まれなかった人たちもいるであろうが、それらの人たちのために他助(共助)の制度があるべきである。よって、「子どもを産み育てる」とこの尊厳性を学ぶことが教育の根幹であって然るべきである。

これを少子化対策としての所得税の扶養控除制度と児童手当制度を対比してみると、前者は「自分の子どもは自分で育てる」という自助の精神を尊重することになり、後者は「社会が子どもを育てる」という他助(共助)の制度である。そうであれば、自助を優先すべきとすれば、扶養控除制度を然るべき水準で維持した上で、それで足りない分を児童手当でサポートすべきである。

ところが、最近、政府が実施している少子化対策は、見かけのよい児童手当を増額することにして、その財源を確保するために扶養控除を削減することになっているが、まさに、自助と他助(共助)が逆転して、本末転倒の扱いとなっている。よって、このような政策についても扶養控除を必要な水準に維持しながら、その不足

分を児童手当で賄うというような政策転換を図るべきである。

このような自助と他助(共助)の関係については、扶養控除と児童手当との関係ばかりでなく、他の分野においても同様な問題がある。それを日税連審申が指摘している少子化対策に関しては、次のように指摘できる。

一つは、出産や不妊治療に係る医療費控除や健康保険制度である。出産や不妊治療は、病気ではないということによって、健康保険の対象にもならなかった。しかし、「出産」は、女性にとって、まさに命を懸けた大事業である。そして、それが社会・国にとって最も必要とされているのであるから、手厚い保護があつて然るべきである。

ただし、この問題を自助と他助(共助)との関係から論じれば、むしろ、後者を優先させ、保険制度を充実した上で、それでも自己負担が生じた場合に、医療費控除等によって対処すべきである。いずれにしても「お金がかかるから出産を見合わせ」ということはなくしたいものである。

自助と他助(共助)

また、近年、結婚年齢が高くなったこととあつて、不妊問題が深刻になっているが、子どもを望む人が子どもに恵まれるということは社会的にも最も望ましいことである。そのために、不妊治療の向上とその経済的負担の最小化に努めるべきである。それが、少子化対策の重要施策の一つである。次に、教育費の負担問題がある。この問題は、社会的にも広く認識されているようであり、公立高校の授業料の無料化も相当進んでいるようである。そのため、高校教育は事実上、義務教育化していると言える。しかし、教育費の公的負担を無限に拡大することはいくつかの問題はある。一つは、公的負担にも限界があるであろうし、そもそも全員が大学教育を受けることの必要性にも疑問がある。

成人年齢を18歳に引き下げたことは、その年齢に達したことは「一人前」になったことを意味するから、原則として、自立させるべきである。もちろん大学で学ぶ能力と意志のある人たちは、その道を開き、社会的にも相応しいサポートをすればよいことである。しかし、この問題は「我が子だけは大学教育を」という親の願いがあるだけに難しいことではある。

けられる「優良な電子帳簿」(以下の全ての要件充足が必要)と、データ保存だけが認められる「その他の電子帳簿」(③④のみの充足で適用可能、ただし税務調査時に該当記録のダウンロードの要求に応じることが必要)に分かれています。

- ①記録事項の訂正・削除の事実、及び通常の業務処理期間経過後の入力の事実を確認できるシステムを使用していること
- ②電子化された帳簿とそれに関連する他の帳簿との相互関連性を確認できること
- ③システム関係書類(概要書・仕様書・マニュアル等)の備え付けがあること
- ④保存場所に、パソコン・プログラム・ディスプレイ・プリンタ等があり、随時画面表示及び印刷ができること
- ⑤保存データについて、「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目での検索ができること
- ⑥保存データについて、範囲指定検索と2以上の項目の組合せ検索ができること(ただし、税務調査時に該当記録のダウンロードの要求に応じる場合にはこの要件は不要)

このうち、①の要件の対象となる帳簿については、総勘定元帳や売掛帳、仕訳帳、出納帳などのほか、固定資産台帳などもその範囲とされており、会計ソフト以外のシステムでの対応となるため、要件充足は簡単とはいえません。

しかし、帳簿の印刷や保管といった手間がなくなり、さらに過少申告加算税の軽減措置が受けられる利点等まで考慮すれば、この電子帳簿等保存への対応は積極的に検討する価値はあると思われる。

電子帳簿保存法への対応①

「電子帳簿等保存」積極的に検討の価値あり

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

5

会計・税務のデジタル対応のためには、電子帳簿保存法の理解も欠かせないものになります。

電子帳簿保存法は、その保存の対象となるデータにより3つのカテゴリーに区分されます。1つ目は会計ソフトの帳簿データ等を印刷せずにデータのままで保存できる「電子帳簿等保存」、2つ目は紙の請求書や領収書等をスキャンするなどして画像データで保存できる「スキャナ保存」、3つ目はデータのみでやり取りされる取引記録の保存義務である「電子取引保存」です。

この3種類について、今回から3回にわたってそれぞれの内容を説明いたします。

一電子帳簿等保存(適用は任意)一

国税関係帳簿である総勘定元帳や出納帳等、国税関係書類にあたる決算関係書類等については、元が会計システムなどで作成されていたとしても、それを印刷して保管するのが保存義務の原則です。

ですが、次に掲げる要件を満たす場合、これらをデータのままで保存することが可能です。また、その要件の充足程度により、過少申告加算税が5%軽減される優遇措置(要届出)が受

暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

沖縄税理士会

会長 松川 吉雄
副会長 大濱 剛
副会長 國仲 勝則
副会長 金城 満珠男
専務理事 渡嘉敷 唯夫
専務理事 石川 正剛
〒901-0152
沖縄県那覇市字小祿1831-1
沖縄産業支援センター7階
TEL 098-859-6225
FAX 098-859-6223

南九州税理士会

会長 東 秀 優

〒862-0971
熊本県熊本市中央区大江五十七-15
電話 〇九六-三三二-一一五一
FAX 〇九六-三三二-七三〇五

九州北部税理士会

会長 丸 山 一 也

〒812-0016
福岡県福岡市博多区
博多駅南一十三-12
電話 〇九二-四七三-八七六一
FAX 〇九二-四八一-三八七八

中国税理士会

会長 田 中 一 宏

〒730-0036
広島県広島市中区袋町四十五
電話 〇八二-二四六-〇〇八八
FAX 〇八二-二四五-八三七七

四国税理士会

会長 浜 崎 友 二

〒760-0017
香川県高松市番町二一七-11
電話 〇八七-八二三-二五二五
FAX 〇八七-八二三-二〇八〇

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 5

フリーランス保護法では、取引の適正化として、二つの義務と七つの禁止行為、就業環境の整備として四つの義務が定められています。今回は、発注事業者や取引の期間によって適用される規制が異なることを説明しましたが、今回からは、各義務等の内容を紹介します。

取引条件の明示義務①

業務委託事業者（特定業務委託事業者を含む。以下同じ）は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに取引条件の内容などを書面またはメールなどの電磁的方法によって明示しなければなりません。

業者に報酬を支払う日です。支払日が具体的に特定できるように記載する必要があります。例えば、「8月15日に支払います」や「毎月末日に支払います」などは認められますが、「8月15日までに支払います」は不可となっています。支払期日は原則、発注した物品等を受領した日から60日以内の、できる限り短い期間内で定める必要があります。支配期日の詳細は、「期日における報酬支払義務」で改めて説明します。

④の業務委託事業者と特定受託事業者の商号、名称等は、発注側と受注側の両者の名称等となります。商号、名称、番号、記号などを用いて識別できるよ

報酬の額や支払期日の明示が必要に

明示しなければならない取引条件は、大きく分けると次の9項目となります。

①給付の内容、②報酬の額(算定方法でも可)、③支払期日、④業務委託事業者と特定受託事業者の商号、名称等、⑤業務委託をした日、⑥給付・役務提供の期日、⑦給付・役務提供の場所、⑧検査完了日、⑨報酬の支払方法に関して必要な事項

①の給付の内容は、特定受託事業者をお願いする仕事の内容となります。特定受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物等であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要があります。

②の報酬の額は、特定受託事業者に支払う仕事の対価となります。具体的な報酬の額を定められない場合は、算定方法の記載でも可とされています。

③の支払期日は、特定受託事

うに表示するものです。

⑤の業務委託をした日は、特定受託事業者に業務を委託した日となります。

⑥の給付・役務提供の期日と⑦の給付・役務提供の場所、いつまでに、どこに納品するのかということになります。

⑧の検査完了日は、検査を行う取引である場合において、検査が完了する日となります。

⑨の報酬の支払方法に関して必要な事項は、現金以外の支払方法となる手形、一括決済方式、電子記録債権、デジタル払いで支払う場合の明示事項となります。なお、デジタル払いとは、〇〇ペイなどの決済サービスを利用する支払方法となります。

また、9項目のほかに、「期日における報酬支払義務」において再委託の例外が認められるための明示事項もあります。

税の書物を

ひも解く

5

■青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

学生から「二元弁護士の先生にお聞きしたいです」という質問メールをもらうことがある。このまえネットで自分の書いた本が紹介されているのを発見し、喜んでいたら、「二元弁護士」という肩書になっていた。2015年度から私立大学の教授になった。実務家から法学者に転身したから、感覚としては「二元弁護士」である。もう9年以上、弁護士実務を行っていない。それでも弁護士会費は毎月納入しているのです。前振りが長くなったが、実質的な弁護士だったころ、税務訴訟の相談

国税通則法の理論と実務

品川芳宣 著

ぎょうせい

通則法の理論を切り開いた壮大な体系書

ソコンで打ち直してもらったが、修正なしで見事な美文であった。昔の文豪は手書きで多作であったと聞く。現在のおお多量の税務雑誌で連載を続け、執筆量で圧倒し続ける税務作家のような方は、いまもきつと手書きなのだと推測する。

私事になるが、2年前に『国税通則法の読み方』（弘文堂）という入門的体系書を刊行した。国税の体系的な体系書を書いた。国税の理論と実務を刊行する際、本書のしがきを読み、先生の想いを知った。課税の法典の「体系」を構築しようと取り組まれた意欲である。そのことが、文章から轟々と伝わってきた。

一方わたしは納税者代理人をしる。爽やかな縁に、無限の可能性を感じる。いずれ改訂版も読んでみたい。

2年前にわたしが国税通則法の体系書を書いた。本書のしがきを読み、先生の想いを知った。課税の法典の「体系」を構築しようと取り組まれた意欲である。そのことが、文章から轟々と伝わってきた。

2017年に刊行された『国税通則法の理論と実務』だが、改訂版は出ていないようである。明確な手続理論は、法典の見方を変え世界を広げる。そう願った者が体系を著す。遥か先を行く税法の大家の先生と、想いは同じくするつもりである。それでも体系書が少ないのは、国税通則法がメジャーになれていない。現状を意味するのかもしれない。

7		5		3	A
4	B	6		1	
		1		4	2
	1			6	8
3		7	1	9	5
5	4			C	9
6	8			1	
9			2		6
D	2		3		7

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月5日(月)

前回の答え **36.2** %

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税庁が令和4年事務年度中に法人税の実地調査をした件数となります。

答え = 万 , 0 件

予想難易度：8



豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.

☎ **大一電気工業株式会社**
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

UCF 税務の申告と相談は
Usaka Consulting Firm 上坂会計グループ

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176

福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245

小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

